

阿賀野市条例第36号

阿賀野市農業委員会の部会の設置及び部会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市農業委員会の部会の設置及び部会の委員の定数に関する条例（平成16年阿賀野市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

（1）農地部会

ア 委員が互選した者は4人以内とする。

イ 法第8条第5項各号に規定する者は5人以内とし、部会の委員の過半数を占めるものとする。

ウ 法第8条第6項に規定する者は1人とする。

（2）農政部会

ア 委員が互選した者は3人以内とする。

イ 法第8条第5項各号に規定する者は5人以内とし、部会の委員の過半数を占めるものとする。

ウ 法第8条第6項に規定する者は1人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。